

2008年(平成20年)2月29日(金曜日)

2008年(平成20年)2月29日(金) 13版

社会

宗教上の理由で輸血を拒否する「エホバの証人」の未成年信者への対応について、日本輸血・細胞治療学会など関連5学会(座長・大戸斉福、島県立医大教授)は28日、15歳未満の患者に対しては、本人や親が拒否しても生命の危険があれば輸血を行うと

する指針を正式に発表した。

患者が信仰や親の意思に反して輸血を受けたことで苦しむ恐れがあるとして、退院後も児童心理の専門家らによるカウンセリングを行うよう医療機関に求めて

いる。指針によると、15歳未満は輸血するものの、18歳以上では患者本人が、15歳以上18歳未満では患者と親の双方が輸血を拒んだ場合は輸血しないとした。最高裁判例に基づき、宗教上の輸血拒否を患者の自己決定権として尊重した。

ただ、18～19歳の患者でも、医療について適切な判

15歳未満 親拒否でも輸血

5学会
決 定

断ができないと複数の医師が評価した場合には、輸血すると定めた。

「エホバ」信者も15歳未満は輸血を拒否する「エホバの証人」5学会が指針を拒否する「エホバの

輸血を拒否しても、児童相談所への生命を危険にさらすという虐待通告などの手続きを経て輸血する。輸血後は、心理的葛藤が生じるとして、カウンセリングの重要性を強調した。指針はこのほか18歳

以上は本人の意思を尊重、15～17歳は本人または、親のいずれか一人でも希望すれば輸血するという対応を定めた。
指針に対しエホバの証人は「年齢により、一律に輸血するのではなく、我々の考えを踏まえた治療をしてほしい。指針は法的拘束力がないので、医療機関に理解を求めたい」としている。【田中泰義】